

少人数教育推進検討委員会 報告書

令和3年2月

少人数教育推進検討委員会

はじめに	1
1 少人数教育推進検討委員会設置の経緯	
2 設置目的	
3 検討事項	
I 検討経過と内容	
1 検討経過と内容について	2
2 国の動向について	2
II 少人数教育の推進の方向性	
1 25人学級編制の導入について	3
(1) 小学校1、2年生について	
(2) 小学校3、4年生について	
(3) 小学校5、6年生について	
(4) 中学生について	
(5) 少人数教育推進の方向性について	
2 アクティブクラスについて	5
3 少人数教育の導入にかかる効果等の検証の方針について	5
4 本県の少人数教育の取り組みを広く県民に知ってもらうために	7
III 参考資料	
〈はぐくみプラン〉	8
〈発達段階に応じた少人数教育のねらいや留意点〉	10
〈国の政策等に関する資料〉	12
〈先行研究等〉	14
委員長あいさつ	15
□ 少人数教育推進検討委員会設置要綱	16
□ 少人数教育推進検討委員会委員名簿	17

1 少人数教育推進検討委員会設置の経緯

本県では、更なる少人数教育の推進に向けて関係機関と課題を共有し、より効果的な推進方策について検討することを目的として、令和元年7月に少人数教育推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。昨年度は5回にわたり検討委員会を開催し、「25人学級の導入」については、「優先すべき学年」として、「小学校1年生に25人学級を導入することが求められる」とするとともに、小学校2年生以降の「他学年への導入」については、「引き続き検討を行っていくことが望ましい」などの方向性が示された。また、このほか、「アクティブクラスについて」、「特別支援学級について」、「考慮すべき課題について」の方向性が示された。

本年度は、昨年度に引き続いて検討委員会を設置し、昨年度に示された方向性に基づき、山梨県の公立小中学校における更なる少人数教育の推進について検討を行った。

2 設置目的

児童生徒一人一人に向き合ったきめ細かで質の高い教育の実現を目指し、山梨県の公立小中学校における更なる少人数教育の推進について検討することを目的とする。

3 検討事項

以下の事項について、学校現場や様々な立場の関係者から幅広く意見を聴きながら整理を行った。

- (1) 少人数教育の更なる導入の考え方
- (2) 少人数教育の導入にかかる効果検証の方向性
- (3) その他必要な事項

I 検討経過と内容

1 検討経過と主な内容

開催日	主な内容
令和2年 9月7日(月)	第1回検討委員会 ○25人学級の導入について ・25人学級の小学校2年生への導入について ・他学年への導入について ○教員の人材確保の工夫について(報告)
11月10日(火)	第2回検討委員会 ○25人学級の導入について ・小学校1、2年生以降の他学年への導入について ○アクティブクラスについて
12月22日(火)	第3回検討委員会 ○小学校3学年以降における少人数教育の導入について ○アクティブクラスについて
令和3年 1月12日(火)	第4回検討委員会 ○報告書骨子項目について ○少人数教育の導入にかかる効果検証の方針について
1月26日(火)	第5回検討委員会 ○報告書について

2 国の動向について

文部科学省は、令和2年12月21日に、「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」として、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するために、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることを表明した。また、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図ることも合わせて表明した。現行制度では、小学校と中学校の1学級当たりの児童生徒の人数は、義務標準法で小学校1年生が35人以下、小学校2年生から中学校3年生までは40人以下と定められている。今回の文部科学省による学級編制標準の計画的な引き下げの表明により、令和3年度については小学校2年生に、令和4年度については小学校3年生に35人学級が実施されていくというように、1年ずつかけながら学年進行で35人に学級編制の標準を引き下げていく方針により準備が進められることになった。今後文部科学省において義務標準法の改正作業が急ぎ進められる予定である。

Ⅱ 少人数教育推進の方向性

令和元年度の少人数教育推進検討委員会報告書（以下「令和元年度報告書」という。）では、「本県における少人数教育の成果を継承した上で、その発展を図るため、現行の小学校1、2年生における30人学級、3年生以上の35人学級を一步進め、25人を基本とする更なる少人数学級を推進する方向が望まれる。」としており、今年度の検討委員会においても、引き続き少人数教育の推進について検討を進めてきた。

1 25人学級編制の導入について

(1) 小学校1、2年生について

小学校に入学した低学年の児童が、ある一定期間を同じ集団で過ごしながらか学校生活に慣れることは、小学校生活に必要な学習習慣や生活習慣を身につけさせるために大切である。また、小学校1、2年生の時期に少人数でのきめ細かな指導を行うことは、一人一人のつまずきを早期に見いだし、中学年以降の学習の素地を形成することにつながることも重要である。

小学校1年生における25人学級編制の導入については、令和元年度報告書の中で、「幼児期との接続を円滑にし、小学校生活に必要な学習習慣、生活習慣を身に付けさせるために、まず小学校1年生に25人学級を導入することが求められる」としており、令和2年度は、令和3年度に入学する1年生に25人学級を導入するための準備が進められている。

また、小学校2年生については、基本的に1年生から2年生に進級する際においてクラス替えは行っておらず、仮に2年生の段階で25人学級を導入しない場合、2年生への進級時にクラス替えを行うことになる。小学校低学年においては学年間の円滑な移行や落ち着いた学習環境・生活環境を確保することが重要であることから、25人学級を導入する1年生に引き続き2年生においても25人学級を導入することが望ましい。

(2) 小学校3、4年生について

小学校中学年という時期は、各教科における基礎基本を確実に身につける時期であると同時に、学級活動やクラブ活動等における生活集団において日頃から切磋琢磨したり、多様な意見に触れたりする機会が増えてくる重要な時期となる。そのため、児童同士が様々な考えを出し合って多様な考えに触れたり、競い合ったりすることができる一定規模の学級環境を確保することが重要となる。

一方で、小学校3年生からは、社会及び理科の教科学習や外国語活動、各教科等を横断して取り組む総合的な学習の時間が始まることにより、学習内容が少しずつ抽象化しはじめ、各教科等の特質に応じた学習や教科等を横断した学びが展開される。このような時期であることを踏まえ、小学校中学年においても落ち着いた環境で生活させるべきであるとの意見や、きめ細かな指導が重要であるといった意見が出された。

また、25人学級が1、2年生に導入された場合には、現行の3年生が35人学級編制であることにより、児童数の差が10名というギャップが生じることから、このギャップを小

さくするべく、30人学級の検討を進めるべきであるとの意見も出された。

今後は、小学校1、2年生における25人学級導入の効果の検証や、国の動向にも注視しながら、小学校3、4年生の少人数教育の推進について検討することが求められる。

(3) 小学校5、6年生について

小学校5、6年生の時期は、教科等における学習内容が中学年よりも抽象的かつ専門的になるとともに、学校の上級学年として、自治的・自発的活動において中心的役割を担っていく段階となる。

また、この時期の児童は、思春期にさしかかり心身の成長の差が大きくなり、人間関係などの悩みを抱きはじめながら、多様な他者と切磋琢磨しつつ互いの価値観を認めることの大切さを実感していくとともに、中学校への接続を意識しながら小学校教育を進めていく時期となる。

そのため、こうした発達段階の時期において、児童の多様性を生かした集団活動を行っていくためには、児童の相互の関係や様々な役割分担を築くことができるようにするために、ある程度の集団規模による学級編制を行うことが望ましい。

集団規模が大きくなることに伴い、学習面における一人一人の児童の状況に応じたきめ細かな支援が求められることになるが、令和4年度からは一部の教科において教科担任制が導入されることから、教師の専門性を生かした質の高い教育が行われることが見込まれる。

また、中学校教育との円滑な接続の観点から、小学校5、6年生においては中学校と同様に、ある程度の集団規模による学級編制が望ましいと考えられる。

以上のことを踏まえ、この時期における少人数教育の推進についても、国の動向を注視しながら引き続き検討することが求められる。

(4) 中学生について

この時期は、多くの友達と触れ合い、豊かな人間関係、多様性に対する認識を広げることが重要であり、多人数の学級編制により授業や学校行事において教育効果が高まることが期待できる。こうした観点から、中学校においてもある程度の集団規模による学級編制が望ましい。

このことは、昨年度の検討委員会においても指摘されていることであり、中学校における少人数教育の推進についても、このことを踏まえつつ、国の動向にも注視しながら検討することが求められる。

(5) 少人数教育推進の方向性について

今年度の検討委員会では、以上の検討を踏まえ、本県の小学校及び中学校における少人数教育の推進について、次のように方向性を示した。

- 25人学級編制については、小学校1年生への導入に引き続き、小学校2年生にも導入することが望ましい。
- 小学校3年生以降については、きめ細かな指導の充実や、小学校1、2年生からの円滑な進級時における接続等の観点から少人数教育の推進が求められる。
- 一方、小学校3年生以降については、児童生徒の発達段階や各学年の学習内容に応じた教育活動を行うために、ある程度の集団規模による学級編制が求められる。
- これらのことから、国の動向を注視しながら、小学校3年生以降の少人数教育推進について引き続き検討する。

なお、検討委員会では、少人数教育の推進にあたり、教員の確保や教育の質の担保が必要になることや、施設・設備面にも目を向けて検討する必要があることなどの意見も出された。

2 アクティブクラスについて

アクティブクラスは、少人数教育の実施のため、必要な加配教員を配置し、きめ細かな指導を行うことを目的として実施しているものである。

この取り組みは、学校教育における集団での諸活動を効果的に行うために実施しており、チーム・ティーチングによる指導など、教科指導での効果が大きいことや学校の状況に応じた教室調整などの柔軟な対応が可能となっている。そのため、少人数教育を実施するにあたり柔軟な運用が可能なアクティブクラスについては、制度の継続が望まれる。

1学年に1学級の場合のアクティブクラスである単級アクティブクラスについても、一人あたりの教員が担当する児童生徒数でみると少ない場合が多く、児童生徒に対して手厚い指導が行われている。また、1学年に複数の学級がある学校においては、定数上限に近い35人を教員一人が担当している場合もあり、単級アクティブクラスの取り扱いについては、教員一人あたりが指導する児童生徒数のバランスを考慮し検討する必要がある。

一方で、単級アクティブクラスにおいては、午後の指導や業務を担任一人が行うことになるという課題が昨年度の検討委員会に引き続き指摘されており、少人数教育推進の議論において、アクティブクラスの取り扱いに関する検討が求められる。

- アクティブクラスについては、現行の制度を存続させながら、少人数教育推進の議論において、引き続き検討を行う。

3 少人数教育の導入にかかる効果等の検証の方針について

25人学級編制の導入は、これまでの本県の少人数教育を大きく進めるものであり、全国でも例を見ない施策である。これまで実施されてきた30人学級編制よりも、児童一人一人への

きめ細かな指導の充実が可能となり、児童の学習習慣や生活習慣の確立をはじめ、意欲の向上等、様々な面での効果が期待される。そのため、25人学級編制を導入するにあたっては、導入による児童の学習面や生活面への効果や影響、学校関係者の評価を可能な範囲で整理し、今後の本県の少人数教育の考え方や方向性につなげていくことが望まれる。

また、小学校3年生以降の少人数学級の導入については、1年生、2年生における25人学級編制の導入の効果を測りながら検討することが必要であり、次に示す目的と方針に基づき検証を進める。

(1) 検証の目的

- 少人数教育(25人学級)による児童のいわゆる非認知能力¹の側面や学習面への影響を検証すること
- 少人数教育(25人学級)による授業改善や指導体制の効果について検証すること など

(2) 検証の方針

- 質問紙調査と学力調査により、非認知能力の側面と学力面から、導入の効果を検証する。
 - ・ 25人学級導入前と導入後の学級の状況を比較・分析する。
 - ・ 25人学級導入後の児童の状況を経年で分析する。
- 児童の実態把握にあたっては、紙面での調査とともに行動観察を実施するなど、大学の専門家の知見を得ながら分析を行う。
- 学校関係者や児童を対象に学習環境や生活環境について把握するための質問紙調査も実施する。

(3) 検証の内容

- ① 少人数教育による個人の成長をみる
 - 非認知能力の側面・学力面での成長の観点から
 - ・ 質問紙調査により、個人の非認知能力に関する項目を立て、個人の成長(伸び)を捉える
項目例:「最後までやりきる」、「自分から進んで行う」など
 - ・ 学力調査問題により、学力面からの個人の成長(伸び)などを捉える
 - 「非認知能力の側面の個人の成長」と「学力」の相関関係の観点から
 - ・ 非認知能力の側面の成長と学力面の成長の相関関係から個人の成長(伸び)を分析

¹ 一般的に、テスト等で計測される学力やIQなど、数値化できる能力を「認知能力」と呼んでいるのに対し、自己肯定感や自制心、勤勉性など、端的に数値化することが難しい能力を「非認知能力」と呼んでいる。これらを明確に定義したものは現時点では確認されないが、本報告書における「非認知能力」の文言は、この趣旨にて使用している。

② 少人数教育による教育環境への影響をみる

- 「学級」の状況を把握する観点から
 - ・ 質問紙調査により集団生活における項目を立て、学級の状況を捉える
項目例：「力を合わせて取り組む」、「きまりを守る」
- 「学習環境の効果」「生活環境の効果」を把握する観点から
 - ・ 教員や児童への質問紙調査により、きめ細かな指導の状況を捉える
項目例：教員「一人一人の学習状況の把握ができる」
児童「分からないときにすぐに声をかけてくれる」 など

(4) 検証における留意点

具体的な検証の実施にあたっては、次のことに留意するよう求める意見が出された。

- ・ 単純に学力調査結果の数値だけに着目するのではなく、検証のねらいや目的に沿って行うこと。
- ・ 調査の実施にあたっては、教員や児童の負担を考慮しながら、実施規模、教科、時間等について検討、実施すること。
- ・ 単年度だけでなく、複数年度にわたって検証すること。

4 本県の少人数教育の取り組みを広く県民に知ってもらうために

本県の教育課題は、いじめの認知件数や不登校児童生徒数の増加をはじめ、児童生徒の多様な課題への対応等、多岐にわたる。少人数教育の導入は、教育課題の解決に向かう施策の一つであり、山梨のすべての県民の支えのもと推進されることが望ましい。

国は、小学校について1学級の児童数の上限を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることを決めた。本県においては、それを上回る取り組みを国に先駆けて行っている。この取り組みが山梨の地に根付き、更に推進されるためには、保護者をはじめ幅広く県民に理解してもらうことが必要である。県の役割として、少人数教育の導入の意義やその効果を広く示す方策を考え、積極的に取り組むことが求められる。

Ⅲ 参考資料

〈はぐくみプラン〉

○ 小学校1年生

(1) 現2クラス以上の場合…30人学級編制とアクティブクラスの選択制

現行の35人学級編制において、学年2学級以上で、かつ、1学級当たりの平均児童数が30人を超える学校は、次のいずれかを選択し、創意工夫による充実した少人数教育を実施する。

〈選択Ⅰ〉30人学級編制

- ・対象学校に、30人学級編制を実施した際の増加学級数と同数の定数加配を行う。

〈選択Ⅱ〉アクティブクラス

- ・現行の35人学級編制において、1学級の児童数が31人以上の全学級に非常勤講師(週20時間×35週)を各1名配置する。
- ・非常勤講師は常勤教員に換算できる。

例) ①31人以上が1クラスある場合…非常勤1名配置

②31人以上が2クラスある場合…非常勤2名 or 常勤1名配置

③31人以上が3クラスある場合…非常勤3名 or 常勤1名、非常勤1名配置

(2) 現1クラス(31人～35人)の場合…アクティブクラス

- ・現行の35人学級編制において、学年1学級で、かつ、児童数が31人～35人の学級に非常勤講師(週20時間×35週)を1名配置する。

○ 小学校2年生

(1) 現2クラス以上の場合…30人学級編制とアクティブクラスの選択制

現行の40人学級編制において、学年2学級以上で、かつ、1学級当たりの平均児童数が30人を超える学校は、次のいずれかを選択し、創意工夫による充実した少人数教育を実施する。

〈選択Ⅰ〉30人学級編制

- ・対象学校に、30人学級編制を実施した際の増加学級数と同数の定数加配を行う。

〈選択Ⅱ〉アクティブクラス

- ・現行の40人学級編制において、1学級の児童数が31人以上の全学級に非常勤講師(週20時間×35週)を各1名配置する。
- ・非常勤講師は常勤教員に換算できる。

例) ①31人以上が1クラスある場合…非常勤1名配置

②31人以上が2クラスある場合…非常勤2名 or 常勤1名配置

③31人以上が3クラスある場合…非常勤3名 or 常勤1名、非常勤1名配置

(2) 現1クラス(31人～40人)の場合…アクティブクラス

- ・現行の40人学級編制において、学年1学級で、かつ、児童数が31人～40人の学級に非常勤講師(週20時間×35週)を1名配置する。
- ・ただし、児童数が36人～40人の場合、35人学級編制を選択することも可とする。その場合、増加学級数と同数の定数加配を行う。

○ 小学校 3～6年生

(1) 現 2 クラス以上の場合… 35 人学級編制とアクティブクラスの選択制

現行の 40 人学級編制において、学年 2 学級以上で、かつ、1 学級当たりの平均児童数が 35 人を超える学校は、次のいずれかを選択し、創意工夫による充実した少人数教育を実施する。

〈選択 I〉35 人学級編制

- ・対象学校に、35 人学級編制を実施した際の増加学級数と同数の定数加配を行う。

〈選択 II〉アクティブクラス

- ・現行の 40 人学級編制において、1 学級の児童数が 36 人以上の全学級に非常勤講師（週 20 時間×35 週）を各 1 名配置する。
- ・非常勤講師は常勤教員に換算できる。

例) ① 35 人以上が 1 クラスある場合…非常勤 1 名配置

② 35 人以上が 2 クラスある場合…非常勤 2 名 or 常勤 1 名配置

③ 35 人以上が 3 クラスある場合…非常勤 3 名 or 常勤 1 名、非常勤 1 名配置

(2) 現 1 クラス(36 人～40 人)の場合…アクティブクラス

- ・現行の 40 人学級編制において、学年 1 学級で、かつ、児童数が 36～40 人の学級に非常勤講師(週 20 時間×35 週)を 1 名配置する。

○ 中学校 1～3年生

(1) 現 2 クラス以上の場合… 35 人学級編制とアクティブクラスの選択制

現行の 40 人学級編制において、学年 2 学級以上で、かつ、1 学級当たりの平均生徒数が 35 人を超える学校は、次のいずれかを選択し、創意工夫による充実した少人数教育を実施する。

〈選択 I〉35 人学級編制

- ・対象学校に、35 人学級編制を実施した際の増加学級数に 1.5 を乗じた数の定数加配を行う。

〈選択 II〉アクティブクラス

- ・現行の 40 人学級編制において、1 学級の生徒数が 36 人以上の全学級に非常勤講師（週 20 時間×35 週）を各 1 名配置する。ただし、4 学級以上の場合も、配置は非常勤講師 3 名を上限とする。
- ・非常勤講師は常勤教員に換算できる。

例) ① 35 人以上が 1 クラスある場合…非常勤 1 名配置

② 35 人以上が 2 クラスある場合…非常勤 2 名 or 常勤 1 名配置

③ 35 人以上が 3 クラスある場合…非常勤 3 名 or 常勤 1 名、非常勤 1 名配置

(2) 現 1 クラス(36 人～40 人)の場合…アクティブクラス

- ・現行の 40 人学級編制において、学年 1 学級で、かつ、生徒数が 36 人～40 人の学級に非常勤講師(週 20 時間×35 週)を 1 名配置する。

〈各学年の特徴と発達段階に応じた指導の工夫例〉

校種	小学校			
学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
各学年の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続 ・具体的な活動や体験を通じた学習が大切な時期 ・友達の大切さを実感させることが大切な時期 ・学校での生活に慣れ、学校生活を楽しく送ることができるようにすることが大切な時期 		<ul style="list-style-type: none"> ・社会、理科、総合的な学習の時間、外国語活動が始まる。(第3学年) ・より各教科等の特徴に応じた学びにつなげる時期 ・教科を横断した学びが始まる時期 ・生活集団において、日頃から切磋琢磨したり、多様な意見に触れたりする機会が増えてくる時期 ・児童会活動を中心とした自治的、自発的な活動への参画 	
発達段階に応じた指導の工夫の観点例	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校生活に慣れるために、児童一人一人に対応したきめ細かな指導の充実を図る。 ・基礎的・基本的な学習習慣・生活習慣の確立を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人に対応したきめ細かな指導の充実を図る。 ・発達段階に応じて、学級集団の質を高め、児童生徒一人一人の考えを生かした指導の充実を図る。 ・児童生徒が切磋琢磨できる環境を確保し、社会性や協調性、たくましさの育成を図る。 	
学級集団づくりの工夫	学級集団による生活に慣れる (学校生活を楽しく送ることができる指導)		学級集団の基礎をつくる (より大きな集団においても個人と集団が調和的に発達できる指導)	
授業づくりの工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・他学年より少人数でのきめ細かな指導 ・一人一人のつまづきを早期に見出す ・中学年以降の学習の素地を形成する 		<ul style="list-style-type: none"> ・お互いに切磋琢磨するような関係やいろいろな友達と関わる場の設定 ・考えを出し合って考えを練り合う授業 ・児童生徒が班や係等のグループ活動で、リーダーを多数経験できる環境の設定 ・合奏や合唱、グループでの表現活動、体育的活動がダイナミックにできる場の設定 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学びの視点に基づいた授業改善 ・ICTを活用したきめ細かな教育 			
文部科学省(H29)小学校学習指導要領解説総則編 中学校学習指導要領解説総則編 (抜粋)	<p>低学年は、幼児期の教育を通して育まれてきたことを基に、学習の質に大きく関わる語彙量を増やすことなど基礎的な知識及び技能の定着や、感性を豊かに働かせ、身近な出来事から気付きを得て考えるなど、中学年以降の学習の素地を形成していく時期である。この2年間で生じる学力差が、その後の学力差の拡大に大きく影響しているとの課題も指摘されており、一人一人のつまづきを早期に見出し、指導上の配慮を行っていくことが重要である。(p20)</p>		<p>中学年は、生活科の学習が終わり、社会科や理科の学習が始まるなど、具体的な活動や体験を通して低学年で身に付けたことを、より各教科等の特徴に応じた学びにつなげていく時期である。指導事項も次第に抽象的な内容に近づいていく段階であり、そうした内容を扱う学習に円滑に移行できるような指導上の配慮が課題となる。(p20)</p>	
文部科学省(H29)小学校学習指導要領解説特別活動編 中学校学習指導要領解説特別活動編 (抜粋)	<p>就学前教育との関連を図り、入学当初から徐々に大きな集団における幅広い人間関係の中で活動できるようにし、集団で活動する楽しさを味わわせたり、上学年の児童が温かく見守るようにしたりするなどして、安心して学校に通えるようにすることが大切である。</p> <p>集団活動を通して他者に対して行ってよいことや悪いことをしっかりと自覚できるようにすることが大切である。その他にも、友達の大切さを実感させたり、徐々に児童が学校での生活に慣れるようにしたりして、学校生活を楽しく送ることができるように計画的に指導することが重要である。</p> <p>様々な集団活動や体験活動を通して、児童が協力したり助け合ったりして学校生活を楽しくする(中略)ことができるようにすることが大切である。(p27)</p>		<p>低学年の経験を生かしつつ、例えば、児童の集団活動に対する強い興味・関心の出現、自発的な活動の高まりなどを積極的に生かし、特に楽しく豊かな学級生活づくりのための係活動などの充実を図ったり、多様な集団に所属してよりよい人間関係を築く態度を形成するための活動を充実させたりする必要はある。</p> <p>生活や遊びのきまりをつくって守る活動やよりよい生活を築くために集団としての合意形成の方法などを理解して話し合う活動ができるようにしたり、集団の秩序や規範、集団活動の方法などを自分たちでつくり上げたり、そのための方法を身に付けたりすることができるように指導することも大切である。さらには、高学年に向けて学年の集団など他の学級と一緒に活動に取り組む機会を適切に設けるなどして、より大きな集団においても個人と集団が調和的に発達できるようにすることが大切である。</p> <p>様々な集団活動や体験活動を通して、互いを尊重し、協力し合って学級づくりに主体的に参画する(中略)ように指導することも大切である。(p28)</p>	

小学校		中学校		
第5学年	第6学年	第1学年	第2学年	第3学年
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教育と中学校教育の円滑な接続 ・家庭科、外国語科が始まる。(第5学年) ・一部教科担任制による、より専門的な学習(算数、理科、外国語等) ・小学校段階において育成を目指す資質・能力を育む時期 ・思春期にさしかかり、多様な他者と切磋琢磨しつつお互いの価値観を認めることの大切さを実感する時期 		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教育と中学校教育の円滑な接続 ・教科担任制による、より専門的な学び ・中学校段階において育成を目指す資質・能力を育む時期 ・多くの友達と触れ合い、豊かな人間関係、多様性に対する認識を広げることが重要な時期 		
同左		同左		
学級集団の質を高める (社会的自立を高める中学校への指導につながる ことができる指導)		学級集団の質をより高める (生徒が自らの力で組織を作り、活動計画を立て、協力し合っ て学びに向かう集団づくりができるように導く)		
同左		同左		
同左				
<p>高学年は、児童の抽象的な思考が高まる時期であり、教科等の学習内容をより深め、小学校段階において育成を目指す資質・能力を育み、中学校以降の教育に確実につなげていくことが重要である。(p20)</p>		<p>中学校段階は小学校段階と比べ心身の発達上の変化が著しく、また、生徒の能力・適正、興味・関心等の多様化が一層進展するとともに、内面的な成熟へと進み、性的にも成熟し、知的な面では抽象的、論理的な思考が発達するとともに社会性なども発達してくる。また、年齢的には12歳から15歳までという、成長が著しい時期に当たるので、学年による生徒の発達の差にも留意しなければならない。各学校においては、このような生徒の発達の段階を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することが必要である。(p19)</p>		
<p>高学年としての役割や責任を果たしたり、リーダーシップを発揮したりする活動を多様に設定するとともに、多様な他者を認めることの大切さを実感できるようにしたり、友人関係の大切さについて、経験を通して理解できるようにしたりすることが大切である。</p> <p>よりよい自己実現を図るため、希望や目標をもって生きることの意義や、現在及び将来の自己の生き方を取り上げたり、中学校の学級活動等の指導との関連を図った指導計画を作成したりするなど、小中の接続に関わる課題に配慮し、社会的な自立を高める中学校への指導につながるような教育活動を重視する必要がある。</p> <p>様々な集団活動や体験的な活動を通して、互いに信頼し支え合い、学級や学校の生活づくりに主体的に参画する(中略)ことができるように指導することも大切である。(p29～p30)</p>		<p>中学校段階の生徒の成長の過程における主な特徴としては、思春期に入り、親や周りの友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気付いていくことが挙げられる。また、内面の世界が周りの友達にもあることに気づき、友人との関係が自分に意味を与えてくれると感じる。(中略)このように中学生の時期には、自我の目覚めや心身の発達により自主独立の要求が高まることから、生徒の自発的、自治的な活動を可能な範囲で尊重し、生徒が自らの力で組織を作り、活動計画を立て、協力し合っ て学びに向かう集団づくりができるように導くことが大切になる。</p> <p>生徒の自主性が高まるとはいえ、生活経験や社会体験もまだ十分でなく、自分の考えも十分な自信がもてない時期でもあるため、当然教師の適切な指導や個別的な援助が必要である。(中略)他者、社会、自然などの環境との関わりの中で生きるという自覚を持って成長していくことができるようにすることが大切である。そのためには学校における多様な集団活動の充実を図ること(中略)が重要である。(p25～p26)</p>		

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について

(文部科学省令和3年度政府予算案資料より)

○少人数による指導体制の計画的な整備（義務教育費国庫負担金）について

義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて35人に計画的に引き下げることとし、必要な教職員定数を措置。

・学級編制の標準の計画的な引下げ

	R3	R4	R5	R6	R7
小学校（40人⇒35人）	小2	小3	小4	小5	小6

※令和3年度は、加配定数で35人学級を実施している小学校2年生について、義務標準法を改正し、学級編制の標準を35人に引き下げ、基礎定数として措置。

・学級編制の標準の計画的な引下げに伴う教職員定数の改善数

改善事項	改善総数	3年度改善数
35人学級の実現（小学校全学年）	12,449	519
少人数学級実現に伴う教職員配置の充実	1,125	225
・ 副校長・教頭の配置充実	(480)	(96)
・ 生徒指導・進路指導担当教員の配置充実	(165)	(33)
・ 事務職員の配置充実	(480)	(96)
計	13,574	744

※少人数による指導体制の計画的な整備に当たり、国と地方が連携し、定期的に検証する場を設けることとする。

少人数教育に関する国の主な動き（令和２年度）

経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～

（令和２年７月１７日閣議決定）

第３章 「新たな日常」の実現

３．「人」・イノベーションへの投資の強化―「新たな日常」を支える生産性向上

（１）課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

①初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子どもたちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。（略）

成長戦略フォローアップ（令和２年７月１７日閣議決定）

１．新しい働き方の定着

（２）新たに講ずべき具体的施策

xi) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成

- ・ 全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するとともに、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業などの緊急時においても、不安なく学習が継続できるよう、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、ハード・ソフト・人材一体となった新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。

萩生田光一文部科学大臣記者会見録（令和２年１２月２１日）

本日、令和３年度政府予算案が閣議決定されました。（略）。まず、教育関係ですが、「少人数による指導体制の計画的な整備」については、大臣折衝の結果、安全・安心な教育環境とICT等の活用による新たな学びを実現するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を５年かけて３５人に引き下げることとなりました。少人数学級の実現は、地方自治体からの要望も多く、私としても、全力で取り組んでまいりました。小さな一歩かもしれませんが、学級編制の標準の計画的な引下げについては約４０年ぶりでありまして、今後５年間かけて約１４、０００人の教職員定数の改善を図っていく予定です。

〈先行研究等〉

- ・少人数教育推進検討委員会報告書（山梨県 少人数教育推進検討委員会 令和2年2月）
- ・『『少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善について』～子どもと正面から向き合う教職員体制の整備～』（文部科学省 平成24年9月6日）
- ・「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議 配付資料（第1回～17回）」（文部科学省 平成23年～24年）
- ・「山形県における少人数学級編制（山形教育「さんさん」プラン）」
（山形県教育委員会 平成22年）
- ・「教育条件整備に関する総合的研究（学校規模研究分野）平成22年度調査 結果概要」
（国立教育政策研究所 平成23年3月）
- ・「クラスサイズと学業成績及び情緒的・行動的問題の因果関係－自然実験デザインとマルチレベルモデルによる検証－」（伊藤大幸（浜松医科大学）他 教育心理学研究 2017）
- ・「子どもの徳育の充実に向けた在り方について（報告）」（文部科学省 平成21年9月11日）
- ・「学級規模による授業中の児童の課題従事行動と教師の児童に対する関わりの違い」
（国立教育政策研究所 平成30年3月）
- ・「学級編制と少人数指導形態が児童の学力に与える影響についての調査 報告書」
（国立教育政策研究所 平成24年3月）
- ・『『少人数指導・少人数学級の効果に関する調査研究』調査研究報告書 学級規模が児童生徒の学力に与える影響とその過程』（国立教育政策研究所 平成27年3月）

教育を取り巻く課題が山積する中、将来の山梨を支える原動力となる子供たちの力を最大限に伸ばすことができる教育環境の整備が求められている。本県においては、昨年度から少人数教育推進検討委員会を設置し、少人数教育の計画的、段階的な導入に向け、慎重に検討を重ねてきているところである。

本県では既に、一人一人の児童生徒に対応したきめ細かな指導の充実を目指し、国に先駆けて少人数教育を導入している。平成20年度から実施している「はぐくみプラン」において、小学校1、2年生については30人学級編制、小学校3年生以降については35人学級編制とし、学習、生活の両面にわたりきめ細かな指導の充実を図る少人数教育を推進している。中学校についても、平成23年度から対象学年を拡大し35人学級編制を含めた少人数教育を導入した。

令和3年度からは、小学校1年生に25人学級を導入することになる。委員会では、小学校2年生にも引き続き25人学級を導入することが望ましいとして意見をまとめている。今後更に、児童一人一人の思いに寄り添った学級経営やきめ細かな指導が期待される場所である。

本年度の委員会では、小学校3年生以降の少人数教育の推進について、大学や市町村教育委員会、学校、保護者等のそれぞれの立場から、熱心に意見が交わされた。本報告書には、委員それぞれの思いを託し、3年生以降にも、少人数教育の導入を推進することについて今後も検討することが示されている。アクティブクラスについても議論が進み、来年度について現行制度は存続させるものの、学校現場の現状を把握する中で慎重に対応することが求められた。

一方、少人数教育の更なる推進には様々な課題がある。少人数教育の推進が、必ずしも質的な課題の直接的な解消策とは言い切れず、今後においても様々な角度から解決策を検討しなければならない。また、人材の確保や教育の質の担保、施設・設備面、少人数教育の推進による効果的な学級の在り方についても検討が求められる。

更には、少人数教育の推進にあたっては、少人数教育の導入効果を検証することが求められる。児童一人一人の、いわゆる非認知能力の側面や学力面の成長について追跡調査を行うとともに、少人数教育の教育効果に関する調査を実施し、検証する取組を進める必要がある。

検討委員会で積み重ねた議論は、まさに山梨県の将来の発展を願うものである。県には、少人数教育の推進を広く県民の皆様に理解をしていただく取組を進めるとともに、本報告書で示した方針を施策として着実に実行し、子供の個性を伸ばし、豊かな人間性を育むために、更なる少人数教育の推進が行われることを切にお願いしたい。

私たち委員も、山梨県の更なる発展を目指し、「学び続け 共に生き 未来を拓くやまなしの人づくり」に県内教育関係者が共に邁進できるよう今後も協力していきたい。

令和3年2月

少人数教育推進検討委員会
委員長 中村 和彦

少人数教育推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒一人一人に向き合ったきめ細かで質の高い教育の実現を目指し、山梨県の公立小中学校における更なる少人数教育の推進について検討するため、少人数教育推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 現行の少人数学級編制における成果と課題
- (2) 更なる少人数学級編制の推進方策
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置の日から設置の日の属する年度の年度末までとする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し進行する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、山梨県教育庁義務教育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

少人数教育推進検討委員会 委員名簿

＜敬称略＞

区 分	職 名	氏 名	備 考
学 識 経 験	1	山梨大学教育学部長	中村 和彦
	2	山梨県立大学人間福祉学部教授	池田 充裕
市 町 村 教 育 委 員 会	3	市町村教育委員会連合会長	小澤 建二 (北杜市教育委員会)
	4	都市教育長会長	望月 栄一 (笛吹市教育委員会)
	5	都市教育長会	堀川 薫 (韭崎市教育委員会)
	6	町村教育長会長	佐藤 文泰 (道志村教育委員会)
学 校 関 係	7	県公立小中学校校長会長	内藤 伊久磨 (北杜市立長坂小学校)
	8	県公立小中学校教頭会長	玄間 修 (甲府市立新田小学校)
	9	県連合教育会長	小串 吾郎 (甲州市立松里中学校)
	10	県へき地教育連盟会長	渡邊 正司 (上野原市立秋山小学校)
保 護 者	11	県PTA協議会長	井上 貴文 (富士吉田市立 下吉田中学校)
	12	県PTA協議会副会長	中島 智子 (甲府市立南中学校)
県 教 育 委 員 会	13	山梨県教育委員会 教育監	嶋崎 修
	14	山梨県教育委員会 理事	降旗 友宏
	15	山梨県教育委員会 次長・総務課長	小田切 三男
	16	山梨県教育委員会 義務教育課長	中込 司